

令和4年千葉市教育委員会会議
第8回定例会会議録

千葉市教育委員会

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名委員の氏名
磯野教育長より藤川委員を指名
- 4 会期の決定
令和4年8月30日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和4年第6回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
議案第33号から議案第36号までを非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 令和3年度（令和4年度集計）体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する調査結果について
吉田教育職員課長より報告があった。
報告事項(2) 令和4年度子ども議会について
樋口教育指導課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第31号 千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について
長谷川学事課統括管理主事より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第32号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について
望月企画課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第33号 令和4年度補正予算について（9月補正）
堀学校施設課長、上田生涯学習振興課担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第34号 千葉市職員の定年等に関する条例等の一部改正について
松永教育給与課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり

可決した。

議案第35号 千葉市立小学校設置条例の一部改正について

長谷川学事課統括管理主事より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第36号 工事請負契約について

堀学校施設課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 臨時代理報告

報告第6号 職員の人事について

吉田教育職員課長より報告があった。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 令和3年度(令和4年度集計)体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する調査結果について

磯野教育長 報告事項(1)「令和3年度(令和4年度集計)体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する調査結果について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 議案書の1ページ、報告事項(1)をご覧ください。

平成25年度から実施しております市内の小、中、特別支援、高等学校の児童生徒、保護者を対象とした「体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する調査」の結果がまとまりましたのでご報告します。

まず、「1 調査目的」ですが、児童生徒と教職員の関わりの中で起こる体罰やセクシュアル・ハラスメントに関する実態を把握するとともに、具体的な対策を講じ、よりよい学校環境を構築するために実施したものです。

次に、「2 調査方法」ですが、調査対象は、市内の小、中、特別支援、高等学校に在籍する児童生徒です。なお、小学校、特別支援学校は保護者も含みます。また、調査対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月7日までとしました。

実施方法は、これまで同様アンケート調査とし、氏名の記入は選択制としております。ただし、アンケート集計の都合上、学年、組、性別は必須記入としております。

回答に当たり、昨年度と同様、家庭で回答し提出していただくこととしました。これは学校では周囲の目を気にして本来書きたい内容を書けない児童生徒への配慮をしたためとなっております。

回収方法については、管理職が全教室を回って回収し、担任は一切回収に関わらないようにしました。これは、提出したアンケートを、「体罰をしている可能性がある担任に見られるのではないかと不安を感じる児童生徒、保護者へ配慮したものです。さらに、学校に直接提出することが不安な児童生徒は、教育委員会まで郵送による提出も可能としております。

次に、「3 調査結果」についてですが、詳細は次のページ以降にてご説明させていただきます。2ページをご覧ください。

体罰として判断された行為は2件でした。不適切な行為を受けたと回答した件数は53件でした。また、言葉の暴力については140件となっております。

次に、3ページをご覧ください。

セクシュアル・ハラスメントを受けたと回答した生徒は、①から⑤までの合計の欄のとおり、小学校が9人、中学校が6人、高等学校が0人、特別支援学校が0人となっております、総数は15人となっております。

調査を踏まえた今後の対応については、コンプライアンス班が中心となって各種取組を実施し、体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けてより一層取り組んでいきたいと考えております。

なお、今回の調査結果については、市教育委員会のホームページに掲載する予定です。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

体罰やハラスメント等については、教育委員会で日頃から様々なご対応をいただいているものと思います。ありがとうございます。

前年度と比べたときの変化について伺いたい点があります。前年度、令和2年度はコロナの影響で休校期間があり、実質的な学校教育がなされている期間というのが短かったと思うのですが、それにもかかわらず、言葉の暴力、暴言等が非常に多く増えております。他方で、セクシュアル・ハラスメントなどは小学校を中心にかなり減少しているということで、増えているものと減っているものがあります。この変化の要因、あるいは背景について、何かご存じのことや考えることがあればお知らせください。

吉田教育職員課長 委員のおっしゃったとおり、新型コロナウイルスの影響で休校措置となった2020年度に比べて、児童生徒と接する機会が増えたことが一つの原因であると考えられます。

また、千葉市が進めてきました児童生徒への子どもの権利の理解促進及び「生命の安全教育」を実施したことにより、子どもたちが「嫌だ」と言っている、そして「相談している」といった認識が非常に高まってきたことが、こういった結果に表れてきたのではないかと考えております。

また、セクシュアル・ハラスメントについては、昨年度の提言を受け、学校や教員にかなり周知を図ってきたところですので、その成果も表れているのではないかと考えております。

藤川委員 ありがとうございます。

小西委員 ご説明ありがとうございます。

毎年、大変な集計を本当にありがとうございます。

今、藤川委員がおっしゃったことと同じことが気になりました。アンケートの回答者数が昨年と比べて4,000人減っているのに、被害件数、言葉の暴力が結構増えているところが気になりました。

私が教育委員になってから8年ぐらい経つのですが、さすがに現場の先生方にも「体罰はやっちゃいけないだろう」という意識が浸透し、体罰被害は毎年少ないです。また、セクハラ被害の方も千葉市内で性犯罪の事件があったこともあり、かなり対策に力を入れていただいて、相談体制も予防体制も整ってきていると思うのですが、言葉の暴力は8年間ずっと横ばい、もしくは増え続けています。

ここ数年、ハラスメントに対する世間の風当たりが厳しくなっていますし、子どもたちの人権意識もどんどん高まってきており、それもまた件数の増加に影響しているとは思いますが、やはり現在の学校の取組みが本当に実効性のあるものになっているのか、本当に周知が徹底されているのかというところを、いま一度見直していただきたい、これは意見になります。

もう1点、質問なのですが、教職員間でのセクハラとかパワハラの相談に対しては「スクールレスキュー」があるかと思うのですが、毎年でなくとも教職員間の被害については、これまでアンケート調査などをされたことはあるのでしょうか。

吉田教育職員課長 2年前までは教職員の調査もしておりました。

教職員の方は「スクールレスキュー」がありますので、教職員間同士のセクハラ、パワハラの場合については、そちらの方で集計をして対応していくという形で2年前から変わっているところです。

また、いただきましたご意見ありがとうございます。教育長との面接の際、学校が私たちのコンプライアンスに係る取組みを確実に実施しているかどうかに関して、校長へ聞き取りを行っております。また、きちんと実施したことの報告もさせております。やはり確実な実行というところが大事なところだと考えておりますので、また私たちの方もしっかりと確実に実行するような取組みを考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

小西委員 ありがとうございます。

弁護士会にも「セクハラ目安箱」というものがあるのですが、毎月の投書数はずっと0件なのですが、実際にアンケート調査をすれば、それなりの数の被害申告が出てきます。

裁判例などを見ていると、やはりハラスメントを起こしやすい年代は40代から60代までぐらいで、ちょうど管理職の立場の人たちです。その年代の方たちは、「自分が受けていた指導と同じことをしては、今は駄目だ」ということは認識しつつも、他方で、「自分がこうやって今あるのは、こういう厳しい指導を受けてきたからだ」とか、「苦勞しなければ一人前の仕事人にはなれないんだ」など、教師だけではなく、そういった自負をお持ちです。

そういった熱い思いでよかれと思ってやったことが結果としてパワハラとして訴えられるという事例が結構多く、やはり時代の価値観というのは常に変わっていますので、毎年でなくても定期的にアンケート調査などをして、実際の被害事例をしっかりと確認をし、それを全員に共有していくという姿勢が大切かと思っております。仕事を増やしてしまうような提案で申し訳ないのですが、教員間における被害についても、アンケート調査などでの実態把握について今後検討いただければと思っております。

吉田教育職員課長 検討して参りたいと思っております。ありがとうございます。

竹田委員 私も藤川委員や小西委員と同じようなことを思ったのですが、回答率が前年度は83%から84%あり、それより減っているのに、実際に体罰以外に判断されるところが増えているのが少し気になりました。あと教えていただきたいのですが、実際に

「不適切な行為」は具体的にどのようなものを指すのでしょうか。私なんかが言われた「廊下に立っている」や、「トイレ掃除をしろ」、「校庭を5周回ってこい」など、そういうものが含まれているのですか。

吉田教育職員課長 実際には不適切な指導というのは、黒板を叩いて怒ってみたり、あとは給食が食べ切れない生徒に対して長時間に渡り食べさせたりというようなことや、あわせて、突然感情的に怒鳴ってしまったというような不適切な事例などが出ているものです。

竹田委員 例えば、そういったことがあった場合にはどうするのですか。学校の先生に何か注意するのですか。

吉田教育職員課長 必要に応じて校長が指導する場合がありますし、やはり行き過ぎていると判断した場合には、教育職員課において教育職員課長が直接指導措置という形で指導しているというようになっております。

竹田委員 ありがとうございました。

報告事項(2) 令和4年度子ども議会について

磯野教育長 報告事項(2)「令和4年度子ども議会について」、教育指導課長、説明をお願いします。

樋口教育指導課長 議案書の5ページをご覧ください。

報告事項(2) 令和4年度子ども議会についてご報告します。

去る7月26日火曜日、千葉市議会議場にて子ども議会を開催しました。子ども議会は、本市の将来を担う子どもたちが千葉市の現状と課題について話し合い、市民一人一人が生き生きと幸せに暮らせるまちづくりに向けた具体的な提案を行う中で、千葉市民としての意識を高められるようにすること、また、子ども目線に立った意見を市政に生かすようにすること、こうした点を目的としてスタートし、12回目を迎えたところです。

当日は、市長、両副市長、こども未来局長、教育長、教育次長をはじめ、千葉市議会から川村議長、森山副議長、田畑教育未来委員長、伊藤教育未来副委員長の出席の下、小学校5、6年生33人の子ども議会議員と中学生7人が議会運営委員として参加しました。

教育委員の皆様には、子ども議会当日のほか学習会にも参加していただき、誠にありがとうございました。

詳しい提案の内容については、資料6ページをご覧ください。

今年度は、「みんなが住み続けたい千葉市にするために」のテーマの下、「環境・自然プロジェクト」、「都市・交通プロジェクト」、「文化・施設プロジェクト」、「ごみ問題プロジェクト」、「健康・福祉プロジェクト」、「地産・地消プロジェクト」、この6つのグループに分かれました。

子ども議会に向けての学習会では、生活する中で日頃から感じている課題について話し合い、アンケート調査や実地調査等を行いました。グループの多くは、ギガタブを使って提案資料を作成しました。よりよい千葉市になることを願い、自分たちができること、果たすべき役割について考えた上で、行政に積極的に取り組んでほしいことなど、提案を行いました。

子ども議会議員の提案に対して、市長、副市長、教育長から励ましの言葉が織り込まれた分かりやすい答弁をいただき、参加した子ども議会議員も充実感を味わえたことと思います。

今後は、子ども議会での提案と答弁の内容を整理し、事後の取組みも踏まえて報告書を作成し、各学校へ配布することにより、子どもたちの発想と意欲を生かした主体的な取組みを広げていきたいと考えております。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

高津委員 私も1回目の学習会に参加し、去年もそうでしたが、これをまとめて子ども議会を行うのは大変だなと思いました。しかし、教育指導課を中心に先生方の指導もあって、内容的には大変素晴らしいものだったと思います。

今、説明があったようにギガタブでまとめたり、それぞれのプロジェクトで現地へ行って調査をしたり、あるいは学校内に戻って仲間からアンケートを取り、それらをまとめたりということで、昨年も見させていただいたのですが、昨年よりもさらにパワーアップした内容だったと思います。

一つ大きいのは、ファシリテーターである中学生の何人かは子ども議会を通して学んできたものを後輩の小学生たちに生かしているということが大きな意義だったと思います。また、中には堂々と発表する小学生がいてびっくりしました。この成果をまた市や、市教委で実現できればいいなと思っております。

以上です。

大山委員 私も参加させていただき、子どもたちの立派な発表や質問等

を見て、大変感銘を受けました。公募では5、6年生となっていますが、今年5年生で申し込んだ子は来年また手を挙げたとしても参加できるのか、それともほかの子を選んでいるのでしょうか。

樋口教育指導課長 今年5年生で取り組んだ子どもが次年度も立候補した場合でも、もちろん参加することはできます。今年もそういう子どもたちは何人か6年生の中におりました。

大山委員 ありがとうございます。

これを継続して中学生となり、そのままファシリテーターになっていくと、政治にも千葉市にも大変興味を示すと思います。高校3年生で選挙権があるので、中学校を卒業して高校までつながっていけば市政にも生きるのではないかと、見ていてとても思いました。今後どうぞこの活動を発展させてください。ありがとうございます。

藤川委員 私も見学させていただきました。高津委員もおっしゃっていましたが、昨年度まで以上に充実した内容だったという印象を受けました。

質問を2点ほどしたいのですが、1点目は、33人という参加者は応募者全員なのか、それとももっと多くの応募者があったのかということを知りたいので教えてください。

2点目なのですが、拝見したところ、学校で配置されているギガタブ、タブレット端末を使っているお子さんがいたかと思ったのですが、電子機器の使用についてはどのようなやり方になっていたのかと教えていただきたいです。

樋口教育指導課長 参加者の33人については、応募した子ども全員が参加できております。大体45人程度を想定しておりましたので、応募者全員が参加することができました。

ギガタブについては、それぞれ必要に応じて個人のもを活用して資料を作成しました。例えば学校のクラスでアンケートを取り、その集計結果を自分のギガタブの中でグラフを作成して、それを学習会に持ち込むといった形でのギガタブの活用が見られました。

藤川委員 ありがとうございます。

少し応募者が少なかったのかと懸念していたのですが、もう少し定員には余裕があるということが分かりました。

それから、ギガタブについては恐らく昨年度はあまり使って

いる様子はなかったので、充実した内容になった一つの要因として、学校でも子どもたちがギガタブを活用していて、日頃の学習でアンケートなどを積極的に行っているお子さんが増えていると思われるので、そうしたことも関わっているのかということを考えました。

今後について大山委員もおっしゃっていましたが、私も中学生や高校生の世代に発展する要素がもっとあってもいいのではないかと思います。例えば、中学生、高校生であればあまり手がかからないので、中高生版の子ども議会のようなもの、これはもう事前学習会みたいなものはあまり行わず、1回集まって準備し、もう1回やって、もう議論など、それぐらいのやり方でもできるかもしれません。あるいは今、小学生でやっている子ども議会に限定した人数で中学生、高校生も1グループずつぐらい中学生グループや高校生グループみたいなものがあって、小学生から見たらお兄さんやお姉さんがより突っ込んだ議論をしている様子を見てもらうなど、何かあまり負担を増やさない形で中学生、高校生につなぐ方法というのはもう少し考えられるのかと思います。ぜひそこに向けて、どうやって18歳の成人に至るまでに政治参加というものにつなげていくのかという視点でご検討いただけたらありがたいなと思います。よろしくお願いします。

樋口教育指導課長 たくさんの貴重なご意見ありがとうございます。

未来を生きる子どもたちが資質能力を身につけるためにもこの子ども議会を今後さらによりよいものとしてできるように検討していきたいと思います。ありがとうございました。

議案第31号 千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について

磯野教育長 次に、議決事項に関わる審議に移ります。

議案第31号「千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について」、学事課統括管理主事、説明をお願いします。

長谷川学事課統括管理主事 議案書7ページ、それから参考資料の1ページをお開きください。

まず、「目的」についてです。千葉市立真砂中学校かがやき分校（以下「夜間中学」といいます。）においては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第14条の規定に基づき、夜間において授業を行うものとします。

夜間中学への入学への許可、これは校長が許可します。

「入学資格」についてです。

入学を志願することができる者は、次の要件の全てを満たす者となりました。1つ目、本市に居住している者または本市外の千葉県内に居住している者で、居住する市町村の教育委員会の教育長の副申書を提出した者。2つ目、学齢期を経過した者。3つ目、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者となりました。

「志願の手続」についてです。

夜間中学に入学を志願する者は、入学願書及び調査票を校長に提出することとなります。また、本市外の千葉県内に居住している者は副申書、外国人の方の場合は在留カードの写しを入学願書及び調査票に加え、提出する必要があります。

「就学及び学習の状況等の照会」についてです。

教育委員会は、入学を志願した者が在籍していた中学校の市区町村教育委員会等に対し、就学及び学習の状況等の照会ができることとしました。学年認定や入学後の参考資料としたいと考えております。

「入学の時期」についてです。

入学の許可の時期は4月から9月までとしました。ただし、教育長が特に必要がある場合として、別に定める場合に該当する場合はこの限りでないとなりました。志願者のこれまでの就学状況等により受入れを検討できるよう、ただし書きを加えたところです。

「未成年の入学」の手続きについてです。

まず、夜間中学への入学を許可された未成年の生徒の保護者は、入学日から7日以内に誓約書を校長に提出する必要があります。また、未成年の生徒の保護者が変更になったときは、改めて誓約書を提出していただきます。

「転学及び退学」についてです。

転学または退学しようとする者は、転学願または退学願を校長に提出することとしました。また、生徒が未成年である場合は、退学願に保護者が連署の上、校長に提出することとしました。

提出を受けた校長は、指導要録の写し、その他必要な書類を当該生徒が志願する転学先の校長に送付する必要があります。当該生徒が志願する転学先の校長が転学を許可した場合においては、校長は転学を許可するものとします。また、校長は転学者及び退

学者があった場合には速やかに教育委員会に報告する必要があります。

「懲戒処分」についてです。

校長は、生徒に対して懲戒処分としての退学、停学及び訓告を、当該生徒が未成年である場合は保護者立会いの上、行うことができることとしました。また、懲戒処分による退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができるとしました。

1つ目、性行不良で改善の見込みがないと認められる場合。2つ目、学力劣等で成業の見込みがないと認められる場合。3つ目、正当の理由がなくて出席常でない場合。4つ目、学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した場合の4点です。

校長は、懲戒処分としての退学を行ったときは、教育委員会に報告しなければならないとしました。

最後に、「附則」についてです。

施行期日です。1つ目、この規則は、令和5年4月1日から施行します。ただし、附則第3項の規定は令和4年9月1日から施行することとしました。

附則第2項の「準備行為」ですが、この規則による改正後の千葉市立小学校及び中学校管理規則第31条の18の規定による夜間中学への入学の志願、第31条の19の規定による教育委員会の照会、その他夜間中学への入学の許可に必要な行為は、これらの規定の例により、この規則の施行前においても行うことができるとしました。

あわせて、附則第3項になりますが、千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の改正についてです。

こちらについては、管理規則第31条の17にあるように、入学資格は本市に居住している者であることから、通学区域について次のように改正します。

こちらの方は参考資料の7ページに新旧対照表を掲載しております。第2条第2項の中の「千葉市立稲毛高等学校附属中学校」の次に「及び千葉市立真砂中学校かがやき分校」を加えることとしました。稲毛高等学校附属中学校の通学区域も夜間中学と同様に千葉市内全域であることから、このように改正します。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございました。

細かい制度設計が必要だとよく分かりました。

少し分からないところがあるので、3点ほど質問させていただきます。

1点目ですが、誓約書というのが、改正後のところの第31条の21に誓約書とだけ書かれていて、何を誓約する誓約書なのか書かれていないのですが、一般論として誓約書というものは何を誓約するかを説明しないとあまり意味がないような気がします。この書き方で法令上問題ないのかどうかを教えてください。

2点目ですが、退学についてです。第31条の23の第2項で(2)として、学力劣等で成業の見込みがないと書かれていますが、中学校に何らかの事情で通えなかった方が通われる学校としては、学力が簡単に上がらないことは容易に想定できると思います。この学力劣等で成業の見込みがないということで、懲戒処分として退学するということについては、やや厳しすぎるのではないのでしょうか。退学を勧告するなどというならまだ分かりますが、学力が上がらないことが懲戒の理由になるというのは、少し違和感があるのですが、このような言い方で問題がないのかどうか教えてください。

3点目は通学区域ですが、改正後のところで、このかがやき分校の通学区域は千葉市全域となっていますが、他方で、この学校は千葉市外からも受け入れるということになっており、千葉市の中の通学地域は千葉市全域という意味なのかもしれませんが、千葉市以外から通う人にとって、これを見たときに、「あれ、通えないのかな」という誤解を招かないかが心配になりましたので、このあたりをどうお考えかというのを教えてください。

以上、3点です。

長谷川学事課統括管理主事 ありがとうございます。

まず、1つ目の誓約書について、法的に問題がないのかというところについてですが、こちらについては、今後またワーキンググループの方で内容も含めて検討させていただきます。

2つ目、退学について、おっしゃるとおり夜間中学に通う方の中には確かに学力の面でなかなか追いつかないという方もいるおそれがあります。今回のこの退学の根拠としては、学校教育法施行規則の第26条で、校長がこの懲戒のうち、退学、停学、訓告の処分についてということで記載がある部分を扱い、こちら

に落とし込んだところです。

ただ、今後教育課程を編成する中で、こうした多様な方がいるということを十分に把握した上で、対応の方を進めて参りたいと考えております。

3点目の通学区域について、千葉市内全域ということで、通学区域の規則の改正をしているのですが、千葉市外の方についても、原則は千葉市内になります。副申書ということで、こちらにも募集要項の方にも掲載する形を取りで対応したいと考えております。

以上です。

藤川委員 ご説明ありがとうございました。理解はしました。

2点目の件については、知的障害などがある方が入学を希望された場合はどのような対応をするかというような問題にも関わってくると思われまので、この規則のレベルというよりはもっと実務的なレベルだと思いますが、様々な条件の方が入学を希望された場合に、どこまでは対応してどこからは対応しないのかということについて、運用の方針などをもう少し詰めていく必要があるのではないかと感じましたので、ご検討いただけたらと思います。

長谷川学事課統括管理主事 ありがとうございます。

今後、実務レベルで検討する際のご意見として承ります。ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにご質問もないようですので、議案第31号「千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第32号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について

磯野教育長 議案第32号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について」、企画課長、説明をお願いします。

望月企画課長 別冊の議案書1ページ目に議案第32号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について」、2ページ目以降に報告書がついている冊子をご覧いただければ

と思います。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価の結果に関する報告書について、千葉市教育委員会組織規則第8条第5号の規定に基づき、議決を求めるものです。

この後の説明の詳細については、参考資料の冊子の最後のページにありますA3版横書きの概要版(案)に沿って説明させていただきますので、そちらをご覧くださいと思います。

今回の事務点検・評価の対象は、令和3年度に実施した事業となります。

事務点検・評価は、教育委員会自らが事務の適正な執行について確認するとともに、市民に対し説明責任を充実させ、市民の信頼の向上を図ることを目的としています。このことから、毎年度報告書を作成し議会に提出するとともに、これを公表することが義務づけられており、今年度も9月の千葉市議会定例会に報告書を提出します。

また、点検・評価を行うに当たり、学校教育分野については千葉大学教育学部準教授の小橋暁子氏、生涯学習分野については放送大学教授の岩崎久美子氏に評価所見をいただいております。

全体に係る評価に加え、新規、拡充等のあった事業のうち、「ICT支援員配置」、「オリンピック・パラリンピック教育の推進」、「電子書籍の導入」、「公民館の管理運営」の4つの事業を重点的に評価する事業として、評価委員による視察やヒアリング等を行いました。

続いて、「Ⅱ 教育委員会の活動状況」をご覧ください。

教育委員会会議の開催や各種イベントなど、教育委員会の活動状況をまとめております。

次に、「Ⅲ 点検・評価の結果」をご覧ください。

学校教育分野については、第2次千葉市学校教育推進計画、生涯学習分野においては、第5次千葉市生涯学習推進計画にそれぞれ基づき、点検・評価を行っております。

まず、「(1) 全体の評価について」ご説明します。

各施策を推進するための目的、目標である成果指標は、学校教育分野では54項目のうち4項目が最終目標値以上である「○」、生涯学習分野は10項目のうち3項目が「○」となっております。

成果指標に掲げた目標を達成するための事業であるアクションプランは、学校教育分野では108項目のうち94項目が最終目標以上である「順調」、生涯学習分野では66項目のうち47項目が「順調」となっております。

前年度と同様、アクションプランは「順調」の項目が多く、おおむね順調に進捗している一方、成果指標は達成状況「×」な項目が多く、実施している取組みが成果として表れていない傾向が見られます。成果指標の妥当性、成果指標とアクションプランとの整合性を見直すとともに、より効果の高い事業を実施する必要があると認識しております。

「(2) 重点的に評価する事業について」は、記載のとおりとなっております。

続いて、紙面右側、「2 評価委員による評価」の要旨をご覧ください。

学校教育分野については、小橋委員より次のような評価をいただいております。

総括的所見として、社会の状況が目まぐるしく変わり、計画当初では想定をしていないことも起きている。各指標は無理に到達させるのではなく、項目によっては違う道筋を検討し直す、あるいは成果をすぐに求めずに時間をかけていく、整理をしていく等、児童生徒や教員や地域の状況を踏まえて、内容によっては計画の練り直しも含めていくことが肝要である。

また、ICT支援員配置につきましては、ギガタブは学校へ導入されたばかりであり、その課題も実践が増えるに従いこれから見えてくる。令和3年度の支援員増員により少しずつ操作が分かり、何ができそうか見えてきたことを実現させていくために、今後もICT支援員配置を含め、学校のニーズを踏まえた支援体制を継続していく必要があるのではないだろうか。

また、オリンピック・パラリンピック教育の推進につきましては、東京オリンピック・パラリンピック終了後に継続をしていくならば、何を大事にして、そのために何を継続するのかを考えることが重要である。例えば、単にパラスポーツを児童生徒にさせることだけが目的とならないよう、時を経てもそのスポーツを通じた学びは何か、どのような教育課題を設定できるかを考えていく必要があるなどのご意見をいただきました。

生涯学習分野については、岩崎委員より次のような評価をい

ただいております。

総括的所見としましては、生涯学習関連事業全体としては、市民の生涯学習振興のために時代の変化を勘案した事業立案やコロナ禍などの予測できない事態への迅速な対応など、積極的施策を行っている。

また、電子書籍の導入に関しましては、電子書籍はインターネットを介し、いつでもどこでも書籍にアクセスできる。このことは時間や場所の制約から解放されることを意味し、図書館利用者の拡大に寄与することであろう。千葉市図書館を経由し、デジタル教材が活用できる環境が整備され、学校教育や生涯学習センターの講習などにも活用されることが期待される。

また、公民館の管理運営に関しましては、公民館は地域に密着した施設である。そのため、市民にとって家庭、職場に加わる第三の場として居心地のよい空間が望まれる。訪問した小中台公民館は温かみを感じ、気持ちが和む空間となっている。全ての公民館で行われるよう公民館全体を通じた仕組みづくりが重要であるなどのご意見をいただいております。

評価いただいた点はさらなる向上を目指し、ご意見については真摯に受け止め、今後の事業の進め方等を検討して参ります。

最後に、「評価委員の意見に対する対応」です。

昨年度は令和2年度事業の9項目にご意見をいただきましたので、全ての意見に対し適切に対応しているところです。

議案第32号についての説明は以上です。よろしく申し上げます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

参考資料の右側のページの評価委員による評価の概要のまとめ方について、多分昨年も申し上げたのですが、元の報告書で見出しに出ている項目が反映されていないところがあるように思います。例えば、小橋委員が98ページ一番上の(2)で言っている学校同士の横の連携の重要性ということが丸々抜けていると思います。元の報告書には見出しがあるにもかかわらず、概要版では多分丸々削除されていると思います。

やはり概要はあくまでも概要ですので、元の文章で見出しのレベルで掲げられているものについては、箇条書きの一つの項目程度には残していただいて、概要だけ見ても、もともとあった項

目がたどれるようにしていただきたいと思います。

加えて申しますと、ICTに関しては、今年度小橋委員が評価してくださっているように、配置の効果が上がっていると思いますので、引き続きICT支援員の活用も含めて充実を図っていただければ幸いです。

望月企画課長 ご意見ありがとうございます。確認させていただければと思います。

磯野教育長 ほかにご質問もないようですので、議案第32号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

報告第6号 職員の人事について

磯野教育長 次に、教育委員会が教育長をして臨時に代理させ、処理した事項に係る報告をお願いします。

報告第6号「職員の人事について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 議案書の11ページをご覧ください。

報告第6号「職員の人事について」、ご説明します。

教員の人事については、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、教育長をして臨時に代理させ処理を行いましたので、ご報告させていただきます。

令和4年9月1日付けで、千葉市立さつきが丘西小学校教頭、栗林修が局外へ出向し、また、青少年サポートセンター担当所長補佐、佐藤秀作を千葉市立末広中学校教頭として発令します。

報告は以上です。よろしくをお願いします。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

磯野教育長 以上で、公開審議案件に係る審議が終了しました。委員の皆様、ここまででその他として、ご意見、ご質問等何かありますか。

(「なし」という声あり)

磯野教育長 次に、議案第33号に係る審議に移りますが、以降の審議については、非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いします。

(傍聴人、退出)

議案第33号 令和4年度補正予算について(9月補正)

磯野教育長 改めて審議を再開します。

議案第33号「令和4年度補正予算について」、初めに学校施設課長、説明をお願いします。

堀学校施設課長 議案第33号「令和4年度補正予算について」説明します。

議案書(2)の2ページをお願いします。全部で2件あるうちの1件目となります。

本議案は、令和4年度当初予算において債務負担行為の設定を行った中等教育学校仮設校舎賃借料について、債務負担行為限度額の変更を行うものです。

「1 補正理由」ですが、稲毛国際中等教育学校の大規模改造工事に伴い仮設校舎賃借料について、昨今の国際情勢、新型コロナウイルス感染症の影響による物流の停滞、人件費上昇などにより建築経費が急激に高騰しております。また、今年度実施した土質調査委託の結果、想定よりも地盤の強度不足が明らかになり、予定していた3階建て1棟の建物から2階建て3棟に建築方法を変更するため経費の追加が生じました。

以上の理由から、債務負担行為限度額の変更の補正を行うものです。

「2 補正予算額」ですが、債務負担行為の変更2億5,300万円です。令和5年度、6年度の2年にまたがるものでして、内訳については、記載のとおりです。

「3 補正予算の内容」ですが、まず(1)の影響額については、建築方法の見直し分で1億4,700万円、建築経費の高騰分は1億600万円です。

(2)の債務負担行為限度額の変更については、補正前の債務負担行為限度額は6億円です。補正後については8億5,300万円となります。内訳については、記載のとおりです。

学校施設課の説明は以上です。

磯野教育長 次に、生涯学習振興課担当課長、説明をお願いします。

上田生涯学習振興課担当課長 続いて、議案書(2)の3ページをお願いします。

放課後児童支援員等処遇改善事業についてご説明します。

「1 補正理由」ですが、令和3年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、令和4

年2月から9月を対象期間として、アフタースクールに勤務する職員の処遇改善を図るため、処遇改善臨時特例交付金による助成を行ってきたところですが、令和4年10月以降も賃金改善を継続するため、所要の経費を計上するものです。

「2 補正予算額」は900万円です。財源は国費、県費、市費がそれぞれ3分の1となります。

「3 補正予算の内容」ですが、(1) 事業内容に記載のあるとおり、アフタースクール運営事業者に対して、勤務する職員の賃金を月3%程度、月額9,000円を改善するために必要な費用を補助します。

なお、アフタースクールは放課後児童クラブの対象とならない、例えばいわゆる専業主婦家庭のお子様も含めて居場所を提供しておりますが、国制度における補助対象は放課後児童クラブのみですので、全利用児童に占める放課後児童クラブ対象児童の割合である86.9%を乗じた額を補助します。補助額については、記載の計算式のとおり、賃金改善額9,000円に法定福利費事業主負担分2,000円を加えた1万1,000円に、対象者数、放課後児童クラブ対象児童の割合及び実施月数を乗じて算出します。

(2) 対象期間については、令和4年10月から令和5年3月の6か月間です。

(3) 対象施設については、アフタースクール24か所、(4) 対象職員についてはアフタースクールに勤務する職員です。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

中等教育学校整備に関して質問させていただきます。

補正理由のところで、地盤の強度不足が明らかとなったために3階建て1棟から2階建て3棟に変更ということだったのですが、これはこの変更でお金がかかるのは理解しました。しかし、そもそもかなり深刻な状態があるということをご心配しますので、今ある稲毛高等学校などの校舎については問題がないのか、それで3階が2階になるということは相当面積が必要になると思いますが、土地の利用の仕方について大幅な変更が生じることによって、中等教育学校の今後の整備についてどんな影響があるのかなど、そういったことについて

も可能な範囲で話していただけたらありがたいです。

堀学校施設課長 まず、お尋ねの1点目の今の校舎に影響があるのかということですが、今の校舎については、地中深くの固い地盤まで杭を打ってその上に建っておりますので、そういった影響はないものと思われま

す。このために想定していた数値というのは以前の増築のときのデータで、そのときにはまだ十分な強度があると思われていたのですが、今回建設予定場所の調査を行った段階で地盤の強度不足が発見されたということになります。

土地の利用についてですが、3階建て1棟の段階で既にグラウンドに一部食い込むような形にせざるを得ない状況になっており、その代替としては近隣の旧高浜第二小学校のグラウンドなどを使う予定でいたのですが、1棟が3棟になっても変わらないということです。

以上です。

小西委員 細かい点で恐縮なのですが、中等教育学校の仮設校舎賃借料とありますが、建設料などではなくて賃借料という言い方なのですか。

堀学校施設課長 正規の校舎は既にあり、そこを大規模に改造する工事が入るので、その間一時的に生徒が生活する校舎を建てるということです。こちらは千葉市で建てるというものではなく、リース会社が持っている持ち物を借りるといったような形式を取る

ので、賃借料となります。

小西委員 なるほど、ありがとうございます。

竹田委員 アフタースクールの職員は、実際何人位いらっしゃるのでしょうか。

上田生涯学習振興課担当課長 予算の計上のときには190人、非常勤の方は頭数ではなく常勤の方に当てはめた場合に何人分になるかということで計算をしております。

竹田委員 ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにご質問もないようですので、それでは議決に移ります。議案第33号「令和4年度補正予算について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

ここで、生涯学習振興課担当課長は、所用につき、退席とな

ります。

(生涯学習振興課担当課長、退出)

議案第34号 千葉市職員の定年等に関する条例等の一部改正について

磯野教育長 議案第34号「千葉市職員の定年等に関する条例等の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

松永教育給与課長 議案第34号「千葉市職員の定年等に関する条例等の一部改正について」、ご説明します。

議案書(2)の5ページ、参考資料(2)は1ページをご覧ください。参考資料の方を基にご説明をさせていただきます。

まず、「1 改正の趣旨」をご覧ください。

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年を上げるほか、所要の改正を行うよう市長に申し出るものです。なお、法改正については、令和3年6月に公布され、令和5年4月1日施行となっております。

次に、「2 改正の概要」についてですが、まず「(1) 定年年齢の引上げ」をご覧ください。

国家公務員の定年年齢が引き上げられ65歳とされることを踏まえ、本市においても同様に下記のとおり定年年齢を定めるものです。表をご覧くださいますと、2年に1回定年年齢が引上げとなり、令和13年度から制度が完成するイメージです。

次に、「(2) 管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)の導入」についてですが、60歳を過ぎた管理監督職が、そのポストから降任する管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)を導入します。なお、役職定年制の対象となる職員が上限年齢を迎えた場合、異動期間、当該職員の60歳の誕生日から最初の4月1日までとなりますが、この期間中に管理監督職以外の職に異動させる必要があります。括弧内を見ていただくと、例えば教育職の場合ですと主幹教諭に、行政職の場合ですと主査に降任させることとなります。

例外としまして、職員の年齢別構成その他のこれらの欠員を容易に補充することができない特別の事情がある場合等には、1年単位で異動期間を延長し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができることとなっております。

次に、「(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入及び暫定再

任用制度の措置」をご覧ください。

60歳以後に退職した職員を、65歳等の定年年齢前に短時間勤務の職で再任用することができることとします。任期は、常勤職員の定年退職日に当たる日までとします。勤務時間、給与の仕組み等は現在の再任用短時間勤務制度と同様とします。

なお、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう現行の再任用制度と同様の仕組みとして暫定再任用制度が措置され、こちらの方はフルタイムと短時間の勤務形態があります。

これに伴い、これまで給料表等に規定していた「再任用職員」の文言を「定年前再任用短時間勤務職員」等への文言に置き換えるなどの規定の整備を行うものです。

次に、2ページをご覧ください、「(4)60歳に達した職員の給与等について」ですが、地方公務員法に定める均衡の原則に基づき、国家公務員における取扱いを考慮し、給与及び退職手当について以下の措置を講じるものです。

「ア 給与水準」をご覧ください。

当分の間、職員の給料月額、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日(以下、資料上「特定日」といいます。)以後、60歳時点の級号給に応じた給料月額を適用し、その7割の額とするものです。また、役職定年に伴い降任する者も同様とします。

なお、役職定年に伴い降任する者の場合、管理監督職勤務上限年齢調整額を給料として支給することで、降任前の7割水準となるように調整します。計算例として下のグラフをご覧ください。

一番左の棒グラフが60歳前の校長で、給料は月額44万1,500円となります。この金額を7割にしたものが左から2番目の棒グラフで、月額30万9,050円となります。しかし、実際には主幹教諭に降任することとなり、右から2番目の棒グラフの月額41万4,600円に7割を掛けた、一番右側の棒グラフの月額29万2,200円となってしまいます。

これですと、校長だったときの7割を下回ってしまいますので、左から2番目のグラフの金額から一番右の金額の差額分であるグラフ右欄外に記載があります月額1万8,830

円を調整額として支給する仕組みを設けております。

次に、「イ 各種手当等」をご覧ください。

特定日以後の職員に支給される各種手当の取扱いは記載のとおりですが、(ア)についてはいわゆる本給に相当する手当、(イ)については給料月額を算定基礎として計算する手当、(ウ)についてはいわゆる生活関連手当、その他定額で支給する手当となっております。

次に、「ウ 退職手当」ですが、60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定することとします。

なお、職員が特定日から7割水準の給料月額となる場合や、役職定年による降任等により給料月額が減額される場合についても、減額前の給料月額を基に退職手当額を算定し、本人に不利益が出ないよう措置します。

次に、「(5) 情報提供・意思確認」についてですが、今回の法改正に伴い、役職定年制及び定年前短時間再任用制度が導入されるほか、給与水準が60歳時点の7割に設定されるなど、60歳以後の職員の勤務形態等が多様になることを踏まえて、職員が60歳に達する年度の前年度、59歳の年に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳に達した日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努めることとされましたことから、条例上必要な規定を整備します。

最後に、「3 施行期日」ですが、令和5年4月1日とします。なお、ここでは説明を省略しておりますが、雇用保険法の改正に伴う規定の整備など一部の規定については10月1日または公布の日を予定しております。

説明は以上となります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

ご質問ないので、それでは議決に移ります。

議案第34号「千葉市職員の定年等に関する条例等の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないので、原案どおり可決とします。

議案第 35 号 千葉市立小学校設置条例の一部改正について

磯野教育長 議案第 35 号「千葉市立小学校設置条例の一部改正について」、学事課統括管理主事、説明をお願いします。

長谷川学事課統括管理主事 議案第 35 号「千葉市立小学校設置条例の一部改正について」ご説明します。

議案（2）の 41 ページ、また、参考資料（2）の 85 ページをお開き願います。

まず初めに、「1 改正の趣旨」ですが、子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実を目的とした学校適正配置により統合校を設置するため、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 6 号に基づき、議決を求めるものです。

「2 統合校の概要」ですが、花島小学校は、花見川第三小学校及び花島小学校を統合し、現在の花島小学校の位置に設置するものです。開校時の学校規模については記載のとおりです。

「3 施行期日」ですが、令和 5 年 4 月 1 日となります。

なお、統合前後の学校の位置と学区の範囲については、参考資料 86 ページにあります通学区域図をご参照ください。

以上で説明を終わります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

ご質問ないようですので、それでは議決に移ります。

議案第 35 号「千葉市立小学校設置条例の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第 36 号 工事請負契約について

磯野教育長 議案第 36 号「工事請負契約について」、学校施設課長、説明をお願いします。

堀学校施設課長 本議案は、旧千葉市立千城台南小学校解体工事を行うための工事請負契約を締結するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 6 号の規定に基づき、議決を求めるものです。

議案書は（2）の 43 ページとなりますが、参考資料によりご説明します。参考資料（2）の 89 ページをお願いします。

本議案は、千葉市学校適正配置実施方針に基づき、旧千城台南小学校が旧千城台旭小学校を統合場所として、千城台みらい

小学校として統合されたことに伴い、跡施設となった旧千城台南小学校を解体するものです。

同校は、令和3年12月の政策会議において、「千城台地区学校跡施設の活用方針について」が方針決定されたことに伴い、令和4年度から5年度にかけての2か年継続事業により解体工事を行うものです。

「1 工事名称」は、旧千葉市立千城台南小学校解体工事で、「2 施工場所」は、若葉区千城台南1丁目19番1号となります。

「3 工事概要」ですが、校舎棟、屋内運動場及びプール等を解体するとともに、基礎杭の引抜き等の工事を実施するものです。

「4 契約方法」は、制限付一般競争入札の総合評価落札方式、契約金額は3億6,850万円です。

「6 工期」は、契約締結日の翌日から令和5年12月24日までとなっています。

請負者ですが、シンコー・鶴沢建設共同企業体で、代表構成員はシンコー株式会社、構成員は鶴沢建設株式会社です。

参考として、次のページとその次のページに位置図と配置図を添付しております。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

竹田委員 4行目に跡施設の活用方針とありますが、これは解体し、更地になった後、どういう方針になるのか、参考までに教えてください。

堀学校施設課長 更地にした後、幾つかの施設を建設していくことになっております。一つは民間の保育所です。それから、若葉図書館、千城台公民館、和陽園という老人ホームがこちらに建つことになります。

竹田委員 保育所は民間の保育所ですか。

堀学校施設課長 千葉市の保育所が民間に変わり、それが建つことになります。

竹田委員 老人ホームはこれも民間ですか、公的なものではないのですか。

堀学校施設課長 社会福祉協議会というところが運営をしているものです。

磯野教育長 ほかにご質問ないようですので、それでは議決に移ります。

議案第36号「工事請負契約について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

9 その他

第9回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日を決定することとした。

10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言